

令和2年7月22日

## 工事現場の熱中症対策に関する現場管理費補正の試行について（通知）

このことについて、令和元年6月3日付けで、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に必要な経費として、現場管理費の補正を試行しているところですが、対象工事について、下記のとおり変更することとしたので参考までに通知します。

### 記

#### 1 対象工事

(現行) 土木工事標準積算基準書（共通編、河川編、道路編、電気通信編）及び公園緑地標準歩掛を適用し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

(変更) 土木工事標準積算基準書（共通編、河川編、道路編、電気通信編、機械編）及び公園緑地標準歩掛、港湾請負工事積算基準を適用し、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。

#### 2 適用

令和2年4月1日以降に契約を行った工事から試行を適用する。

#### 3 問合せ先

技術企画課 積算管理グループ (TEL 087-832-3511)